

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和3年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき法定受託事務とされる以下の事務を行う。 1. 第1号被保険者に係る届書の受理及び報告 2. 任意脱退申請の受理 3. 任意加入の申出の受理及び事実の審査 4. 裁定請求の受理及び事実の審査 5. 障害基礎年金額の改定請求の受理 6. 保険料免除に係る届出・申請及び事実の審査 7. 学生の納付特例並びに納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 8. 被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む。)の受理及び事実の審査 9. 特別障害者に係る届出の受理及び事実の審査 10. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく年金生活者支援給付金の届出の受理及び報告
③システムの名称	国民年金システム、北区共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の31,83,95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係 03-3908-8624
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所区民部国保年金課国民年金係 03-3908-1138

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠2		第24条の2 追記	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成28年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 氏江 章	国保年金課長 長久保 雄司	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成28年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成28年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成29年12月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 7	若年者納付猶予	納付猶予	事後	法改正に伴う変更
平成29年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成29年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	北区役所区民部国保年金課年金係	北区役所区民部国保年金課国民年金係	事後	組織改正に伴う変更
平成31年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき法定受託事務とされる以下の事務を行う。 (略)	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき法定受託事務とされる以下の事務を行う。 (略) 10. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく年金生活者支援給付金の届出の受理及び報告	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の31,83の項	1. 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の31,83,95の項(95の項は平成31年10月1日施行)	事後	法改正に伴う変更
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 長久保 雄司	国保年金課長	事後	
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成31年3月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和1年11月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の31,83,95の項(95の項は平成31年10月1日施行)	1. 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の31,83,95の項	事後	法施行による
令和1年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和1年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更